

議案第 25 号

関市下水道条例の一部改正について

関市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 21 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

下水道法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

関市下水道条例の一部を改正する条例

関市下水道条例（昭和41年関市条例第21号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 排水設備の施設及び管理（第4条－第13条）

第3章 公共下水道の使用（第14条－第26条）

第4章 公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等
（第27条－第34条）

第5章 雑則（第35条－第44条）

第6章 罰則（第45条・第46条）

附則

第2条中「使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準等」を加える。

第3条を次のように改める。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。
- （2） 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設（これを補完する施設を含む。）をいう。
- （3） 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設（これを補完する施設を含む。）をいう。
- （4） 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- （5） 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。
- （6） 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- （7） 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- （8） 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- （9） 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。

(10) 使用者 汚水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

第4条第1項中「を分流せしめるものとする」を「とを分離して排除する」に改め、同項ただし書中「市長において」を「市長が」に改め、「雨水を」を削り、「放流する」を「雨水を放流する」に改め、同条第2項中「準ずる」を「準じる」に改める。

第5条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「基準」を「施工基準」に改める。

第6条の見出し中「計画の確認」を「新設等の申込み」に改め、同条第1項中「排水設備又は」を「排水設備（これに接続する除害施設を含む。以下同じ。）又は」に改め、「これらに接続する除害施設を含む。」を削り、「行おうとする者」の次に「(以下「申込者」という。)」を加え、「その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出し市長の確認」を「市長に申し込み、その承認」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の同意書、承諾書等の提出を求めることができる。

第6条第3項及び第4項を削る。

第7条の見出し中「実施」を「施行」に改め、同条中「別に定める下水道工事指定店でなければ行ってはならない」を「指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が施行する」に改め、同条ただし書を削る。

第8条第1項中「工事竣工」を「工事完成」に、「その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市職員の検査」を「市長の完成検査」に改め、同項ただし書及び同条第2項を削る。

第9条中「排水設備」を「排水設備等」に、「工事申込者」を「申込者」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその工事費を負担することができる。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第12条第1項中「、義務を受けついだ」を「及び義務を承継した」に改め、

同条第2項を削る。

第13条を次のように改める。

(排水設備の管理)

第13条 使用者、排水設備の所有者（以下「所有者」という。）、次条第1項の代理人又は同条第2項の管理人（以下これらを「使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、排水設備を管理し、排水設備等に異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要な措置をするよう指示することができる。

3 前項に規定する措置の指示を受けた者は、当該措置に要する費用を負担しなければならない。

4 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任とする。

第14条から第16条までを次のように改める。

(代理人及び管理人)

第14条 所有者は、市長が必要と認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人に選定し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。

2 所有者、代理人又は使用者は、排水設備等を共用するときは、この条例に定める事項を処理させるため、所有者、代理人又は使用者のうちから管理人を選定し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。管理人に変更があったときも、同様とする。

3 市長は、代理人又は管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

第15条 削除

(届出)

第16条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 排水設備の使用を開始し、又はやめるとき。

(2) 排水設備の使用種別を変更するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 所有者又は使用者に変更があったとき。

(2) 使用料の算定の基礎となる事項に異動を生じたとき。

第18条第1項中「令第9条第1項第4号に該当する水質又は令第9条の7、若しくは令第9条の8第1項第3号若しくは第4号、若しくは第2項各号に定める基準に適合しない」を「法第11条の2第1項に規定する政令で定める」に改め、同条第3項中「法第12条の3」を「法第11条の2、第12条の3」に、「又は」を「又は」に、「前項」を「前2項」に改める。

第21条第1項を次のように改める。

市は、公共下水道の使用について、使用者等から使用料を徴収する。

第21条第2項を削り、同条第3項中「定例日現在により」を「隔月の定例日（使用料算定の基準日として市長が定めた日をいう。以下同じ。）に」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「徴収月」を「定例日の属する月の翌月」に改め、同項ただし書中「事由」を「理由」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「使用の休止又は廃止」を「使用をやめる旨」に改め、同項を同条第4項とする。

第22条の見出しを「(使用料の額及び算定方法)」に改め、同条第1項を次のように改める。

使用料は、1月につき、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表により算定した額の合計額（次条第2項の規定により計測器を取り付けたときは、計測器使用料を加えた額）に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

種別	料金区分	汚水量	金額
一般用	基本料金	10立方メートル以下の部分	1,050円
	超過料金（1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え20立方メートル以下の部分	110円
		20立方メートルを超え40立方メートル以下の部分	115円

		40立方メートルを超える部分	120円
公衆浴場用	1立方メートルにつき6円		
計測器使用料	1個につき250円		
備考			
1 「一般用」とは、公衆浴場用以外の汚水をいう。以下同じ。			
2 「公衆浴場用」とは、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金の統制を受ける公衆浴場を経営する者が、その経営に伴い排除する汚水をいう。			

第22条第2項中「共同使用し」を「共用し」に、「使用者又は所有者の申請」を「所有者又は代理人の届出」に、「前項の表」を「同項の表」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第23条の見出し中「汚水排水量」を「排除汚水量」に改め、同条第1項中「汚水排水量」を「排除汚水量」に改め、同項第3号中「、公共下水道に排除する汚水量」を「排除汚水量」に、「勘案して」を「考慮して」に改め、同条第2項中「この場合に使用者」を「この場合において、使用者等」に改め、同条第3項中「使用者」を「使用者等」に、「亡失又はき損した」を「紛失し、又は損傷した」に改める。

第24条中「使用の開始、休止又は廃止をした」を「使用を開始し、又はやめる」に、「第22条第1項第1号」を「第22条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第24条の2 市長は、次の各号に掲げる申請又は届出を行う者から、当該各号に定める金額を手数料として徴収する。

（1） 第7条の規定による指定工事店の指定の申請 1件につき5,000円

（2） 第8条に規定する完成検査の届出 流入口1箇所につき200円（流入口が2箇所以上あるときは、1箇所増すごとに100円を加算する。）

第26条中「使用者」を「使用者等」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基

準等

第27条を次のように改める。

(公共下水道の構造の基準)

第27条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第31条までに定めるところによる。

第32条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第44条とする。

第31条の6中「第31条の3第2項」を「第39条第2項」に改め、同条を第43条とする。

第31条の5第1項中「第31条の3第3項」を「第39条第3項」に、「そのむね」を「その旨」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第2項中「第31条の3第1項」を「第39条第1項」に、「不充分」を「不十分」に改め、同条を第42条とする。

第31条の4中「前条第1項」を「第39条第1項」に、「又は」を「、又は」に改め、同条を第41条とする。

第31条の3の2中「排水設備」を「排水施設」に改め、同条第3号中「堅牢」を「堅ろう」に、「耐蝕性」を「耐しよく性」に改め、同条第4号中「監理のもと」を「監理の下」に改め、同条第6号中「その他公共下水道」を「前各号に掲げるもののほか、公共下水道」に改め、同条を第40条とする。

第31条の3第1項中「占用しようとする者」を「、占用しようとする者」に改め、同条第4項中「1ヵ月」を「1月」に改め、同条を第39条とする。

第31条の2中「又は」を「、又は」に、「前条」を「、前条」に改め、同条を第38条とする。

第31条中「の各号」を削り、「市長」を「、市長」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第1号中「、工作物又は排水設備を除くその他の物件(」を「又は工作物その他の物件(排水設備等を除く。」に改め、同条を第37条とする。

第29条の前の見出し並びに同条及び第30条を削る。

第28条の見出し中「その他の処置」を削り、同条第1項中「なした」を「行った」に、「基準」を「施工基準」に、「しない場合」を「しない場合は」に、「使用者、所有者又は義務者」を「使用者又は所有者」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第2項中「撤去又は」を「撤去し、又は」に、「市長におい

て」を「市が」に、「施行し」を「行い」に、「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同条を第36条とし、第27条の次に次の7条、章名及び1条を加える。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第28条 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3に定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の令第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の基準)

第29条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、令第5条の9第1号の国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩

和する措置が講じられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠（排水管又は排水渠をいう。以下同じ。）の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第30条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第28条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように令第5条の10第2号の国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第31条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(3) 市長が特別の理由があると認めた場合に設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理）

第32条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置

を講じること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように令第13条第6号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講じること。

(都市下水路の構造の基準)

第33条 法第28条第2項に規定する都市下水路の構造の基準については、第28条、第29条及び第31条の規定を準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第34条 法第28条第2項に規定する都市下水路の維持管理の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

第5章 雑則

(排水設備の検査等)

第35条 市長は、法第13条第1項の規定により、排水設備を検査し、その使用者等に必要な措置をするよう指示することができる。

2 前項に規定する措置の指示を受けた者は、当該措置に要する費用を負担しなければならない。

本則に次の1章を加える。

第6章 罰則

第45条 詐欺その他不正の行為により、第21条の使用料又は第24条の2の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料を科する。

(1) 第6条第1項の規定による承認を受けないで排水設備等の新設等を行った者

- (2) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第8条の規定による届出を同条に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第16条又は第18条第1項若しくは第2項の規定による届出（同条第3項の規定により届出をしたものとみなされる場合を除く。）を怠った者
- (5) 第17条から第17条の3までの規定又は第19条の規定に違反した使用者
- (6) 詐欺その他不正の行為により、第21条の使用料又は第24条の2の手数料の徴収を免れようとした者
- (7) 第26条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (8) 第36条第1項の規定による命令に違反した者
- (9) 第42条第2項に規定する指示に従わなかった者
- (10) 詐欺その他不正の行為により別に定める責任技術者の登録を受けた者

別表中「第31条の3関係」を「第39条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日に現に存する公共下水道又は都市下水路であって、改正後の第28条から第30条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、施行日以後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道又は都市下水路に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものについては、この限りでない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。